



佐賀県公報

平成19年
10月5日
(金曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例 (五一・職員 課) 三
- ◎佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (五二・") 六
- ◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (五三・財 務 課) 元
- ◎佐賀県市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業に関する条例 (五四・教育委員会) 三
- ◎佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (五五・こども 課) 三
- ◎佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例 (五六・健康福祉本部) 三
- ◎佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例 (五七・まちづくり推進) 三

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例(条例第五一号)

- 1 この条例は、地方公務員法第二六条の五の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 任命権者は、在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができることとした。(第二条関係)
- 3 自己啓発等休業の実施のため、次の事項を定めることとした。

- (1) 自己啓発等休業の期間(第三条関係)
- (2) 自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設及び奉仕活動(第四条及び第五条関係)
- (3) 自己啓発等休業の承認の請求(第六条関係)
- (4) 自己啓発等休業の期間の延長(第七条関係)
- (5) 自己啓発等休業の承認の取消事由(第八条関係)

- 4 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めることとした。(第一〇条及び第一一条関係)
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。
- 7 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例ほか四条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

- 1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第一条関係)
 - (1) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給を調整する換算率について改めることとした。
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「法」という。)第一〇条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の実施のため、次の事項を定めることとした。
 - ア 育児短時間勤務をすることができない職員
 - イ 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情
 - ウ 育児短時間勤務の承認の取消事由
 - エ 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせるやむを得ない事情
 - オ 育児短時間勤務をしている職員及び当該育児短時間勤務に伴い任用される短時間勤務の職員に係る佐賀県職員給与条例等の特例等

力 その他所要の事項

(3) 育児短時間勤務又は(2)の工の短時間勤務をしている職員は、部分休業をすることができないこととした。

(4) その他所要の改正を行うこととした。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (第二条関係)

(1) 育児短時間勤務をしている職員の一週間の勤務時間は、当該育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めることとした。

(2) 育児短時間勤務をしている職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めることとした。

(3) 休息時間を廃止することとした。

(4) 職員が育児、介護又は修学を行うために請求した場合には、早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせることとした。

(5) その他所要の改正を行うこととした。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第三条関係)

法の改正に伴い、引用条項を改めること等とした。

4 この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 佐賀県職員給与条例ほか一〇条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五三号)

1 温泉法の改正に伴い、温泉の掘削の許可等に関する地位の承継の承認事務の手数料の額を定めること等とした。(別表第一関係)

2 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

(別表第一関係)

3 この条例は、平成一九年一〇月二〇日から施行することとした。ただし、

2は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業に関する条例 (条例第五四号)

1 この条例は、地方公務員法第二六条の五の規定に基づき、市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業(同条第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業については、佐賀県立学校職員の例によることとした。(第二条関係)

3 この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。

○佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (条例第五五号)

1 貸金業の規制等に関する法律が改正され、法律の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第一九条関係)

2 この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例 (条例第五六号)

1 佐賀県社会福祉施設条例の一部改正 (第一条関係)

佐賀県立日の限察の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県立いずみ荘設置条例及び佐賀県立いずみ荘使用料条例の廃止 (第二条関係)

佐賀県立いずみ荘の廃止に伴い、佐賀県立いずみ荘設置条例及び佐賀県立いずみ荘使用料条例を廃止することとした。

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。

4 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を

改正する条例(条例第五七号)

- 1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正(第一条関係)
- 2 都市計画法の改正に伴い、許可の対象となつた都市計画法に基づく事務の一部を佐賀市が処理することとした。
- 3 佐賀県都市計画法施行条例の一部改正(第二条関係)
- 4 都市計画法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、平成一九年一月三〇日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十一号

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の五の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修(法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(法第二十六条の五第一項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年)、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第六十二条に規定する大学院を含む)。
- 二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る)。
- 三 前二号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む)。

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)

第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動その他任命権者がこれに準ずると認める奉仕活動(これらの奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはそ

の授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての佐賀県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献

活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の別に知事が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

(補則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、自己啓発等休業の実施に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

(佐賀県職員の留学費用の償還に關する条例の一部改正)

2 佐賀県職員の留学費用の償還に關する条例(平成十九年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

た期間

(佐賀県職員定数条例の一部改正)

3 佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

九 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている職員

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部改正)

4 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に關する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十六条の二の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第

二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第十六条の三中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部改正)

5 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に關する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十八条の二の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第十八条の三中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

参考資料

附則第二項(佐賀県職員の留学費用の償還に關する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(留学費用の償還)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業をした期間</p>	<p>(留学費用の償還)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 五 略</p>

附則第三項(佐賀県職員定数条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定数外の職員)</p>	<p>(定数外の職員)</p>

第二条の二 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

一 八 略

九 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている職員

第二条の二 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

一 八 略

附則第四項(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	第十六条の二 略	改 正 前	第十六条の二 略
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第十六条の二の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第十六条の三 第四条の三、第五条の二、第七条、第七条の二及び第十四条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p>		<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第十八条の二の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第十六条の三 第四条の三、第五条の二、第七条、第七条の二及び第十四条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	

附則第五項(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	第十八条の二 略	改 正 前	第十八条の二 略
-------	----------	-------	----------

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十八条の二の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(再任用職員についての適用除外)

第十八条の三 第五条、第六条の三、第七条の二及び第十六条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第十八条の三 第五条、第六条の三、第七条の二及び第十六条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十二号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「のほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「、又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」